

## ラジオ CM 広告宣伝支援放送ガイドライン

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、小松市（以下、「市」という。）が（株）ラジオこまつと協力して放送する「ラジオ CM 広告宣伝支援」における取り扱いに関し、適切かつ円滑に運用をはかるため、必要な事柄を定めるものとする。

### (目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症対策として市の支援制度を活用する市内の中小・小規模事業者の PR を目的に、イベント案内や営業時間等の内容を放送する。

### (対象基準)

第3条 申請できる市内中小・小規模事業者の基準は次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として小松市の支援制度を活用する企業(上限 30 社)  
(応募多数の場合は抽選とし、該当企業には後日連絡する)
- (2) PR する主な店舗・支店が市内であること。
- (3) PR するイベント開催場所・問い合わせ先が市内であること。
- (4) その他、市とラジオこまつが適当でないと判断した場合は対象としない。

### (放送内容の基準)

第4条 放送内容の基準は次のとおりとする。

次に掲げる事柄は放送しない。

- (1) 宗教活動を目的としたもの
- (2) 政治的活動を目的としたもの
- (3) 個人宣伝を目的としたもの
- (4) 公序良俗に反する内容のもの
- (5) 放送内容の意図が不明なもの、不明確なもの
- (6) 放送内容が自社の社員又は会員・サークル等のみが対象となるもの
- (7) 放送内容が市以外の方の誘客を目的となるもの
- (8) その他、市とラジオこまつが適当でないと判断した場合は放送しない。

### (放送の留意点)

第5条 CM 原稿の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) CM 原稿内容は、ひらがな読みで 70 文字以内とする。(CM 原稿には、漢字や数字等を含めた文章とひらがな文章の 2 つを記入する)。
- (2) CM 原稿内容は、内容・対象者・企業名・期間・問い合わせ先を基本に、最低限必

要な情報を簡素にまとめるものとする。

- (3) CM原稿には、リスナーに対し、情報発信先がわかるように、企業名、問い合わせ先、場所、電話番号、ホームページ検索先等のいずれかを記入する。
- (4) 放送するCMは、1社につき20秒CM素材を1本制作する。
- (5) CM制作に関し、次に掲げる事柄に対し、ラジオこまつに一任する。
  - ① CM原稿を読み上げるナレーション（ナレーター）
  - ② CMにのせるBGM（フリーBGMを使用します）
  - ③ 受け付けたCM原稿に対し、文章を放送用に編集または割愛
  - ④ アクセントないし、文章の言い回しは放送用に編集する

（了解事項）

第6条 CM放送を依頼する企業は、次の事柄を理解するものとする。

- (1) 放送する内容についての責任は、放送する各企業にある。
- (2) 放送内容に関するトラブルは、該当企業が自主的に解決するものとする。
- (3) 受付後でも放送基準に反する団体・内容と判断した場合、放送を見合わせることもある。
- (4) CMの放送時間、放送期間（指定があるものは除く）はラジオこまつに一任する。
- (5) CM素材に関し、他の目的で使用しない。
- (6) CM素材に関し、他局での使用及び、インターネット等にアップロードしない。
- (7) CM素材に関し、肖像権など一切の権利を主張しない。
- (8) CM素材の修正・変更や放送時間の変更を申し立てない。  
(CM放送休止は認められる)